

## 計画相談支援事業に係る請求事務について

小美玉市 社会福祉課

### ○サービス利用支援費・経過的サービス利用支援費

請求内容	39件まで	40件以上	対象サービス
サービス利用支援費	1458単位	729単位	療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助
経過的サービス利用支援費	1611単位	806単位	上記以外のサービス ※上記と併用の場合はサービス利用支援費を算定する。

①～④のすべてを満たす場合に算定対象となります。

- ①サービス等利用計画の作成にあたってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（児童の場合は居宅）
- ②サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明及び利用者又は障害児の保護者の文書による同意
- ③サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者・担当者への交付
- ④サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取

### ○継続サービス利用支援費・経過的継続サービス利用支援費

請求内容	39件まで	40件以上	対象サービス
継続サービス利用支援費	1207単位	603単位	療養介護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助
経過的継続サービス利用支援費	1310単位	655単位	上記以外のサービス ※上記と併用の場合はサービス利用支援費を算定する。

- ①利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等（児童の場合は居宅）
  - ②サービス等利用計画の変更についてのサービス利用支援費の①～④までに順じた手続き
- ①を実施した場合には継続サービス利用支援費の算定となります。
- ①、②を実施した場合は、サービス利用支援費のみの請求となります。

※障害福祉サービス等の終期月にモニタリングを実施し、更新分のサービス等利用計画を作成した場合は、サービス利用支援費のみの請求となります。モニタリングの実施月と計画の作成月が異なっても、給付費はサービス利用支援費のみです。

※経過的サービス利用支援費・経過的継続サービス利用支援費は平成31年3月までになります。

○サービスの利用の際に必要な書類について ●必須 ○場合により必要

支給決定プロセス		「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の様式			
		計画案・週間	申請者の状況 (基本情報・週間)	計画・週間	モニタリング 報告書・週間
①支給決定前 (新規・更新)		●	●		
②支給決定後				●	
③ モニタリング	種類変更 大幅な量 変更	●	○	決定後	●
	少量の変更		○		○
	特に変更がない場				●

○実際の請求事務について ①サービス利用支援費 ②継続サービス利用支援費

●新規利用の場合 (例) 就労移行支援

書類提出 平成30年8月 支給期間 平成30年9月1日～平成31年8月31日

モニタリング 平成30年9月、10月、11月、2月、8月

	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	・・・	H31.8	H31.9
モ		○	○	○			○		○	
案	○								○(更)	
基	○								○(更)	
計		○								○(更)
請求		①②	②	②			②			①

※指定サービス利用支援を行った後に、同月にモニタリングの設定がある場合には、同月に継続サービス利用支援費の請求をすることができる。

●更新の場合 (例) 就労継続支援B型

支給期間 平成30年9月1日～平成30年8月31日 モニタリング 2月、8月

	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	・・・	H31.8	H31.9
モ	○						○		○	
案	○								○(更)	
基	○								○(更)	
計		○								○(更)
請求		①					②			①

## ○給付費を請求する際に市に提出する書類

給付費を国保連に請求する際、障害福祉サービス等の実績記録表にあたる帳票がありません。したがって給付費の算定資料として、下記書類の提出をお願いします。

内容	提出書類	提出期限
サービス利用支援費	モニタリング報告書 申請者の基本情報	新規：利用開始の前月 更新：
経過的服务利用支援費	サービス等利用計画案 サービス等利用計画	サービスの終期月の20日 支給決定後すみやかに
継続サービス利用支援費 経過的服务利用支援費	モニタリング報告書	モニタリング月の翌月20日
入院時情報連携加算	情報提供を行った日時・場所・内容・提供手段等の記録	実施月の翌月20日
退院・退所加算	退院・退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた相手・日時・内容・要旨・サービス等利用計画に反映されるべき内容の記録	
居宅介護支援事業所等連携加算	情報提供を行った日時・場所・内容・提供手段等の記録	
医療・保育・教育機関等連携加算	面談を行い情報の提供を受けた相手・日時・内容・要旨・サービス等利用計画に反映されるべき内容の記録	
サービス担当者会議実施加算	出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録	
サービス提供時モニタリング加算	サービス等利用計画に位置づけた障害福祉サービス等を提供する事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認し、サービスの提供状況について詳細に把握した確認結果の記録	

問合せ先

社会福祉課 相談支援係

0299-48-1111 内線3121



